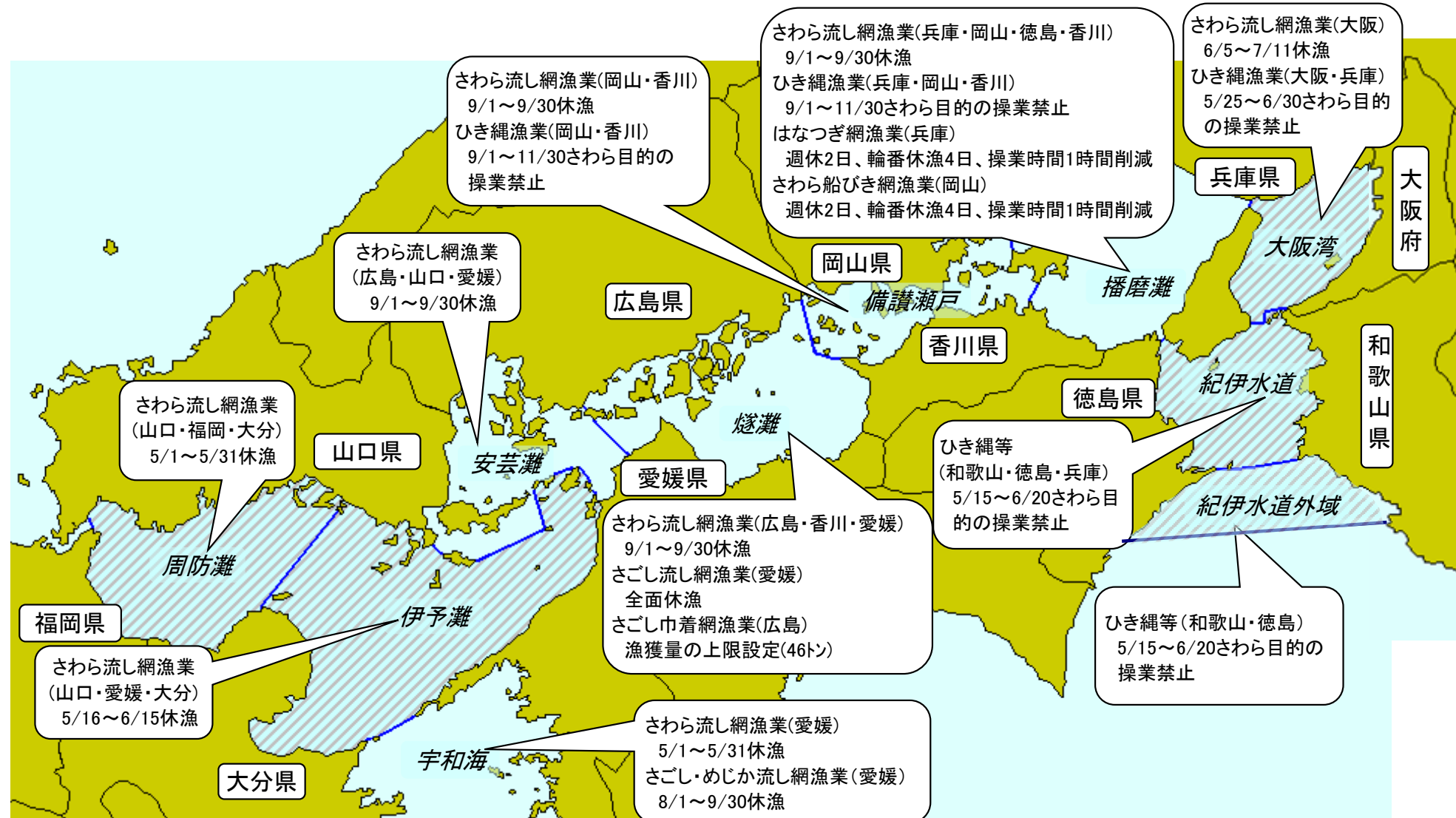


令和3年度サワラ広域資源管理の実施状況について

○漁獲管理措置(令和3年度)



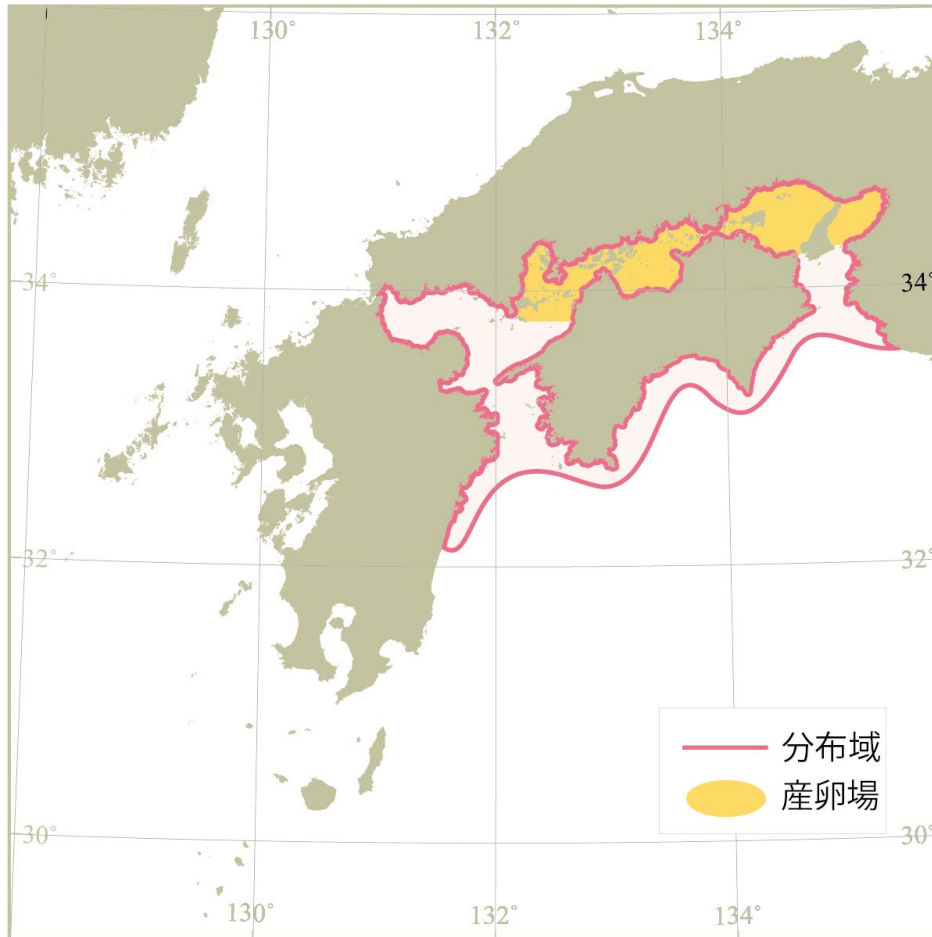
※ 斜線部分は、春漁を規制

※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)



サワラ瀬戸内海系群 令和3年度資源評価結果

生物学的特性

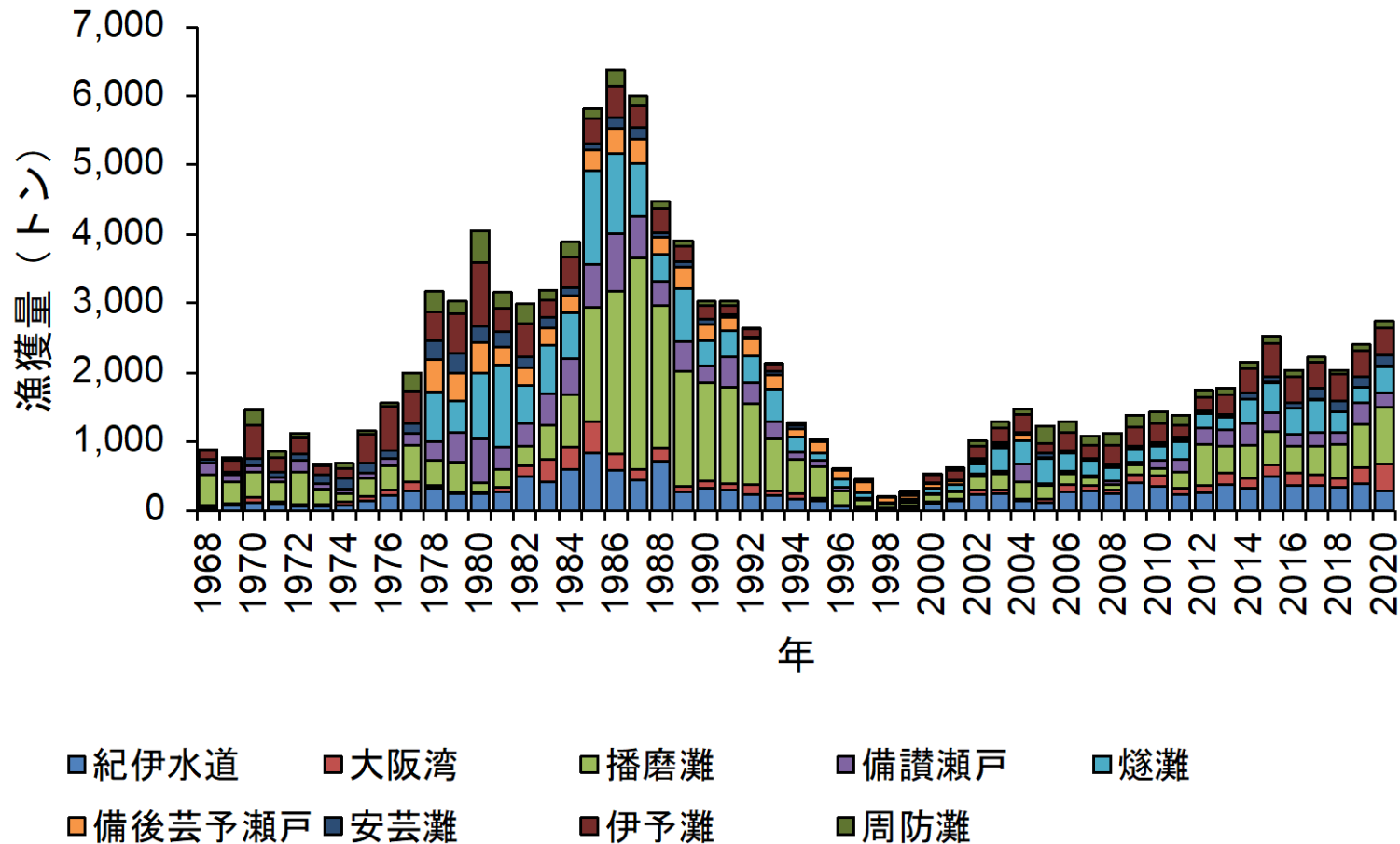


生物学的特性

- 寿命: 6～8歳(雌が長寿)
- 成熟開始年齢: 1歳(50%)
- 産卵期・産卵場: 5～6月
播磨灘、備讃瀬戸、燧灘、
安芸灘
- 食性:
稚魚はカタクチイワシ等の稚魚
成魚はカタクチイワシ、イカナゴ
等の魚類
- 捕食者: 不明

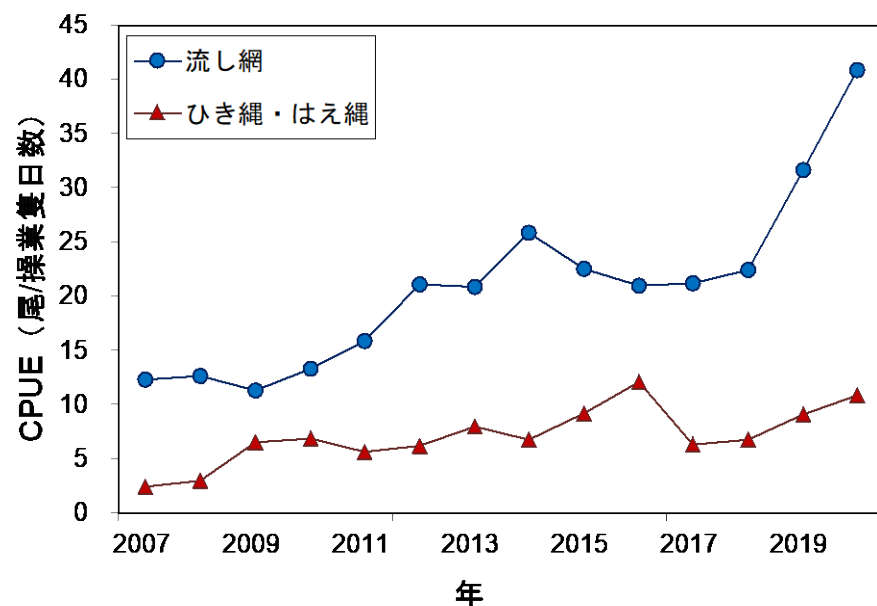
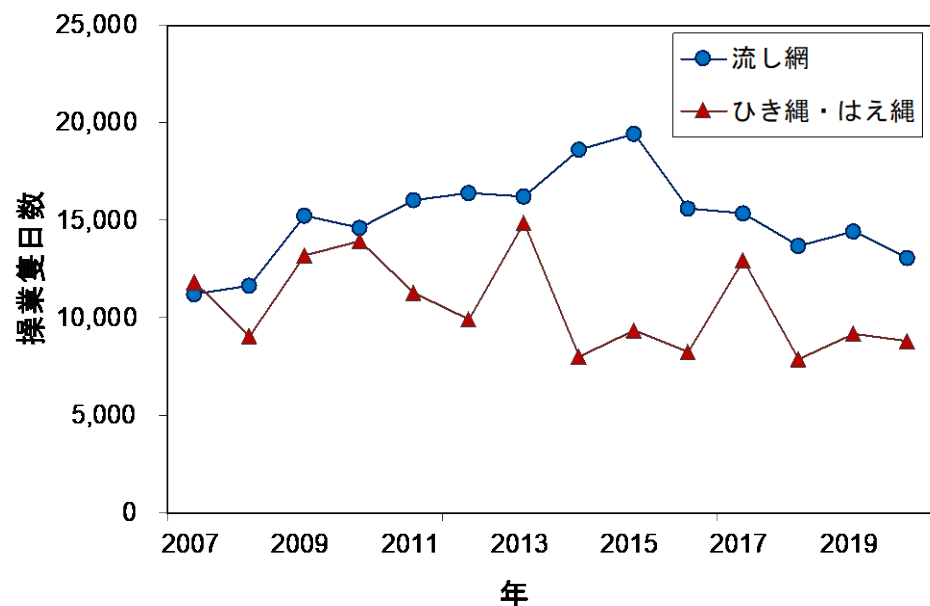
- 春季に瀬戸内海中央部へ来遊する1歳以上を、秋季に紀伊水道と豊後水道に移動する0歳以上を漁獲する

漁獲の動向①



- 2020年の漁獲量：2,746トン（2019年：2,398トン）
- 流し網漁業の割合が高く、次いでひき縄、はえ縄
- 2020年は8.4万尾の人工種苗が放流
放流魚の混入率は0.4%、添加効率は0.09と推定

漁獲の動向②

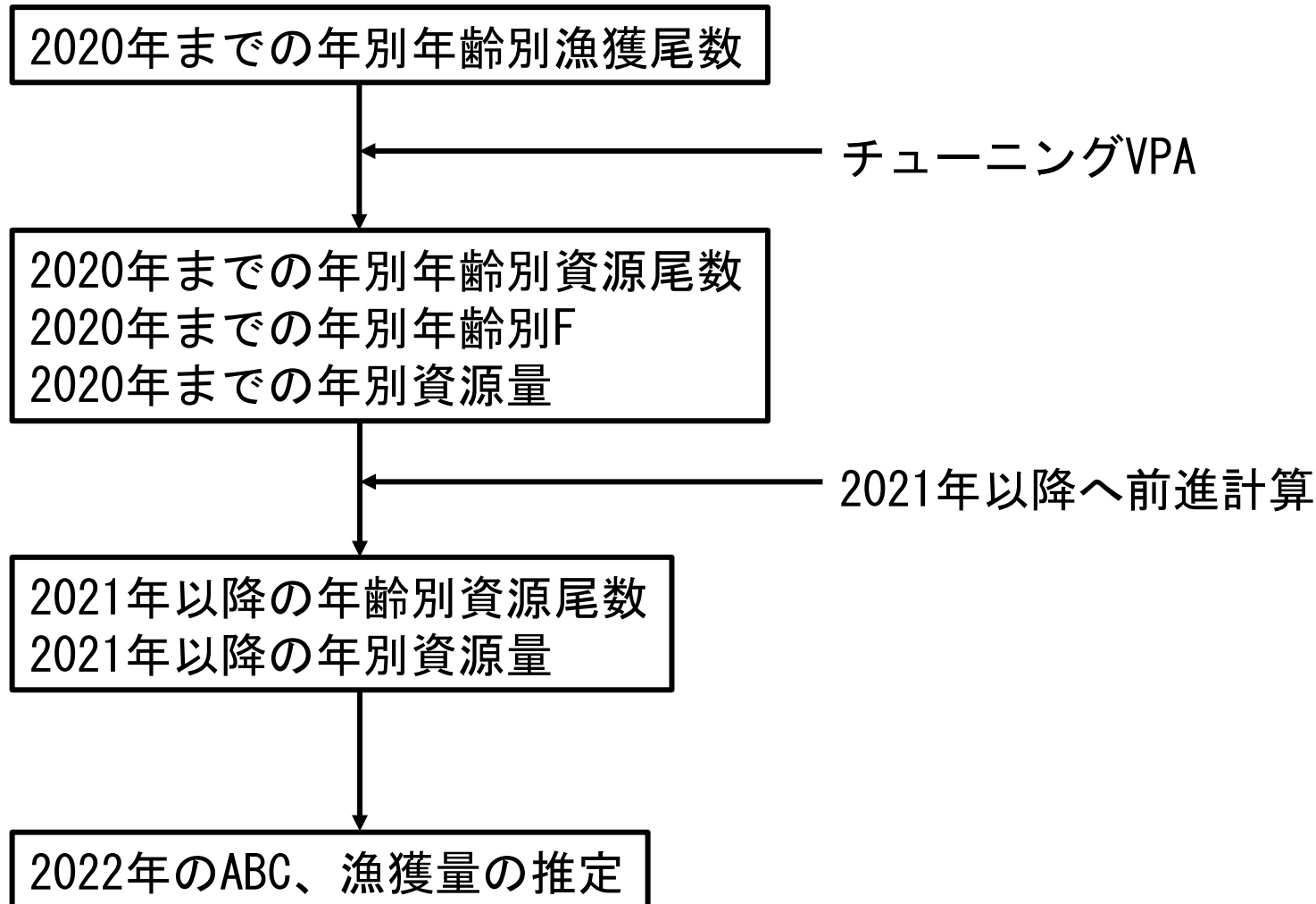


- 流し網の操業隻日数は、2016年以降、減少傾向
- ひき縄・はえ縄の操業隻日数は、減少傾向
- 流し網のCPUEは、2007年以降、上昇傾向で、2019年以降、著しく上昇
- ひき縄・はえ縄のCPUEは、2007年以降、上昇傾向

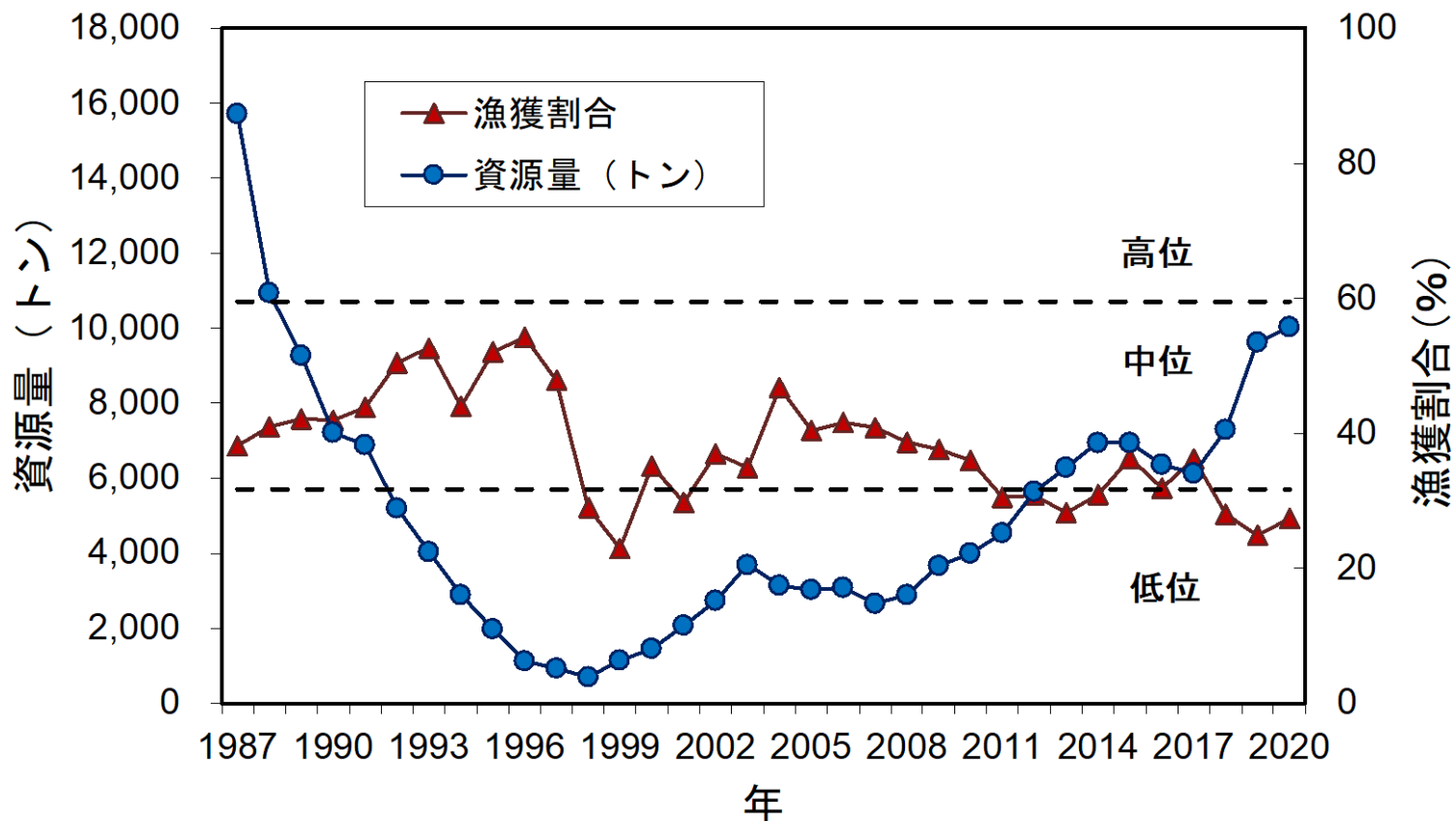
※操業隻日数：サワラを対象とした1隻ごとの操業日数を隻数で合算

※CPUE：操業隻日数当たりの漁獲尾数

資源評価の流れ



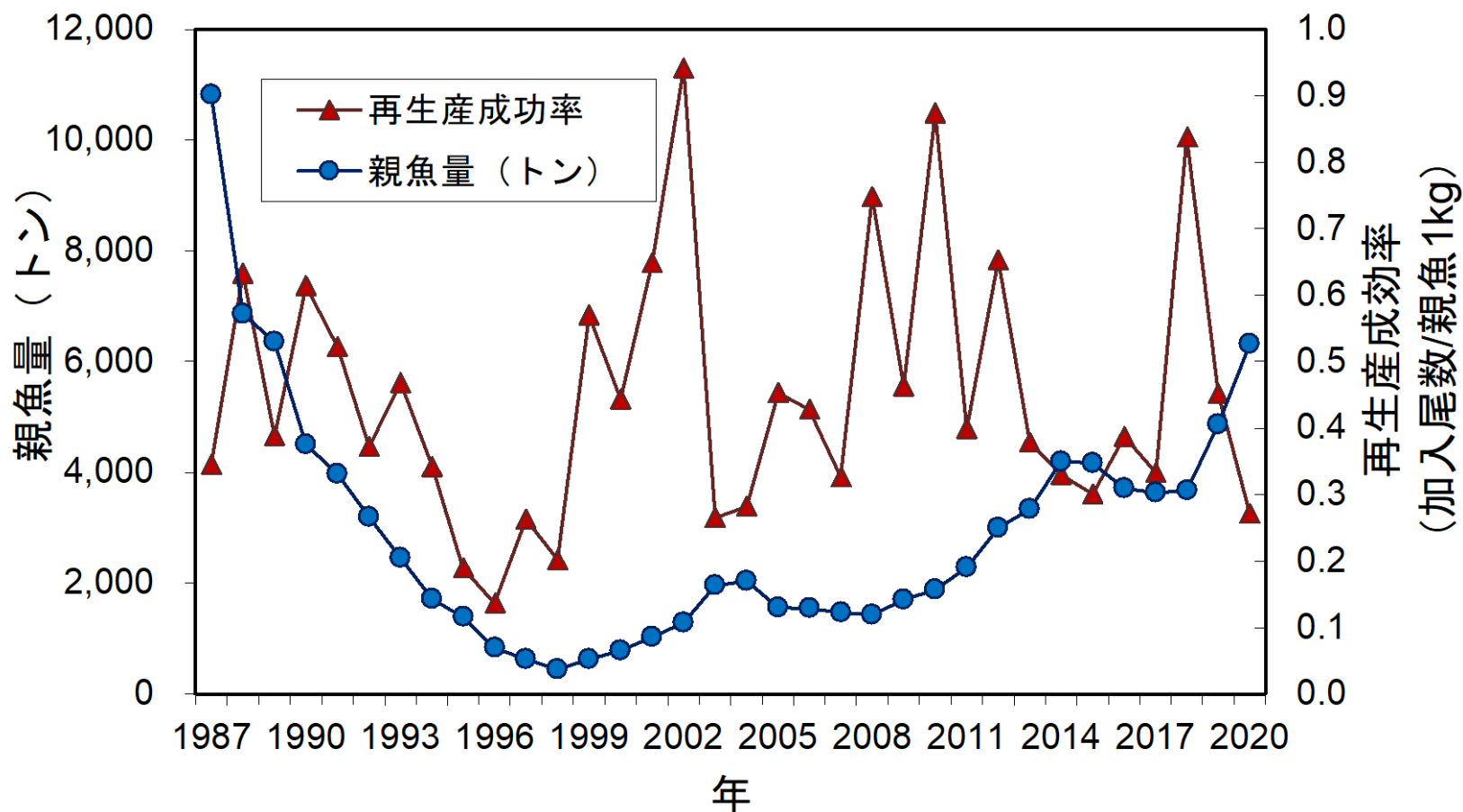
資源の動向①



※水準区分 低位／中位：5,698トン、中位／高位：10,708トン
(1987年以降の資源量の最高値と最低値との間を3等分して算出)

- 資源水準：2020年の資源量10,020トンから「中位」
- 資源動向：直近5年間の資源量の推移から「増加」

資源の動向②



- 親魚量：1999年以降、増加傾向
- 再生産成功率：0.14尾/kg～0.94尾/kgで変動し、2020年は0.27尾/kg

資源評価のまとめ

- 資源水準は中位、動向は増加
- チューニングVPAによる資源量に基づいて資源状態を判断した

2022年ABC

管理基準	Target/ Limit	2022年ABC (トン)	漁獲割合 (%)	F値 (現状のF値からの増減%)
Fcurrent	Target	2,758	22	0.44 (-20%)
	Limit	3,252	25	0.55 (±0%)

- Fcurrent : 2020年の漁獲圧

令和4年2月4日
さわら検討会議

令和4年度のサワラ資源管理措置について(案)

1. サワラ資源管理については、「さわら検討会議」として取りまとめ、「サワラ瀬戸内海系群漁業者協議会」等に示して了解を得て、「瀬戸内海広域漁業調整委員会」に報告しているものであり、「サワラの資源量を 5,900 トン以上に維持する」ことを資源管理の目標に置き取組を進めることとしている。
2. 令和3年度の資源評価では、令和2年の資源量については目標の 5,900 トンを上回ることが示されている。一方、再生産成功率の年変動が大きく、加入が悪い年が続くと資源量が急激に減少する可能性も示唆されている。
3. このため、令和4年度の資源管理措置については、資源量を 5,900 トン以上に維持することを資源管理の目標とし、現状の資源管理措置を続けることが適切と考える。

令和 4 年度 さわら広域資源管理の取組 (案)

1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

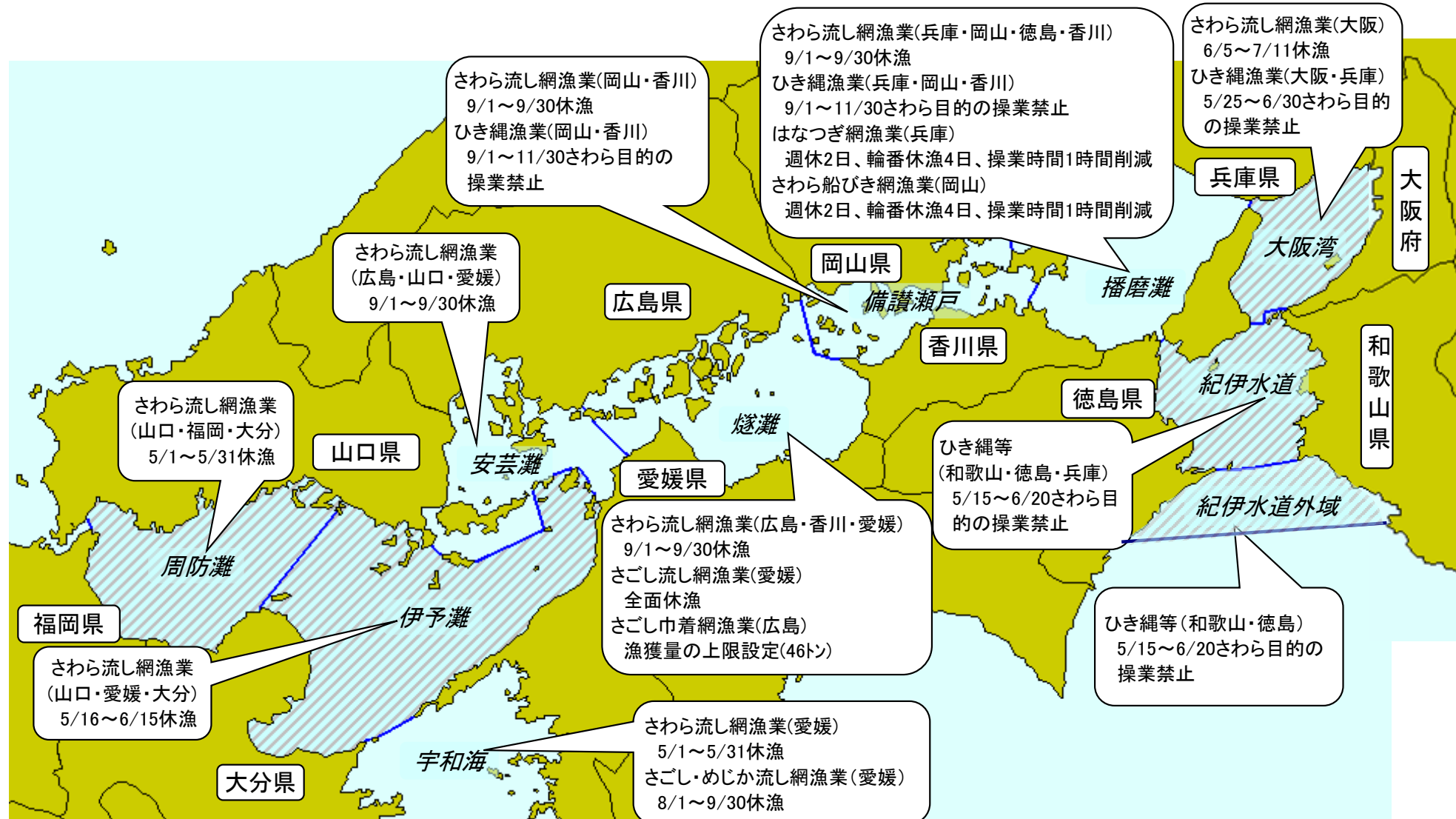
海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5～7/11) → 休漁 網目→10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) → 休漁 網目→10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 : 3 日間、6 月以降 1 日間)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 3 日間、6 月以降 : 1 日間)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) → 休漁 網目→10.6 cm 以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) → 休漁 網目→10.6 cm 以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) → 休漁 網目→10.6 cm 以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16～6/15) → 休漁 網目→10.6 cm 以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) → 休漁 網目→10.6 cm 以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) → 休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

2. その他資源管理への取組

上記 1 の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○漁獲管理措置(令和4年度)(案)



※ 斜線部分は、春漁を規制

※ さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全海域共通)

さわら広域資源管理に係る委員会指示について

1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第 37 号の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和 4 年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

2. 委員会指示第 41 号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週 2 日の定期休漁と輪番による 4 日間（5 月に 3 日間、6 月以降に 1 日間）の休漁」とし、許可船舶毎に休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和四年三月十一日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	大阪湾
次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 四 小鳴門水道東口小鳴門橋	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点 基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点 基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境

	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘
界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点 基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点 一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線 二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線 三 小鳴門水道東口小鳴門橋 四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線 二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線 三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線 二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域

伊予灘		周防灘	
	一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭埼灯台を結んだ線 エ：愛媛県松山市興居島頭埼灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島櫛崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線		次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操作制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
備讃瀬戸		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	さわらを目的とした操業の禁止

	燧灘			し網漁業は九月一日から九月三十日まで)
	九月一日から九月三十日まで			さわらを目的とした操業の禁止
			さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする	
安芸灘	九月一日から九月三十日まで		さわらを目的とした操業の禁止	
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで		さわらを目的とした操業の禁止	
周防灘	五月一日から五月三十一日まで		さわらを目的とした操業の禁止	

4

指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。

令和 4 年 2 月 4 日
瀬戸内海漁業調整事務所

今後のサワラ資源管理の検討体制について

1. サワラ瀬戸内海系群のMSYベースの資源評価に基づく資源管理に向けた検討の進め方

(1) サワラ瀬戸内海系群のMSYベースの資源評価結果は、令和4年度第3四半期に公表され、目標管理基準値案等が示される予定。

(一部の他の魚種については公表済。詳細は下記リンク先参照)

(2) その後、資源管理手法検討部会で論点や意見を整理した上で、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)において、管理目標と漁獲シナリオの検討など具体的な資源管理についての検討が進められる。

(一部の他の魚種については公表済。詳細は下記リンク先参照)

(参考1) 水産政策審議会 資源管理分科会 資源管理手法検討部会

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/210416.html>

(参考2) 資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/kentoukai.html>

(参考3) MSYベースでの資源評価に関する情報

http://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/SCmeeting/2019-1/

※令和3年度の資源評価 <http://abchan.fra.go.jp/digests2021/index.html>

2. 瀬戸内海関係府県での検討、情報共有等について

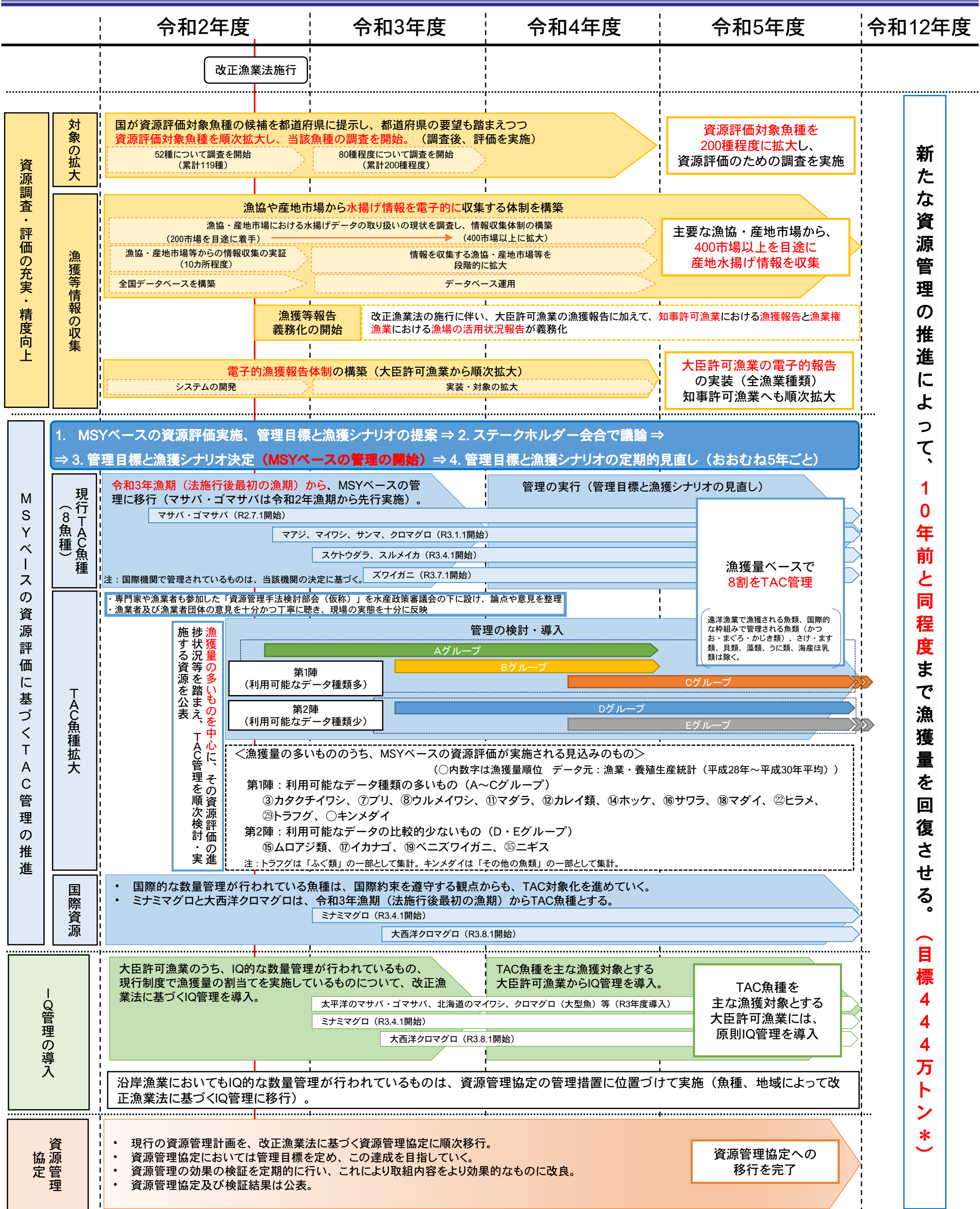
(1) 現在、サワラ瀬戸内海系群については、「さわら検討会議」により、自主的管理措置の検討・実施を行っている。

(2) 数量管理を基本とする新たな資源管理においても、自主的資源管理措置に取り組むことが重要であるため、令和5年度末までに現行の資源管理計画から新漁業法に基づく資源管理協定に移行を完了する必要がある。

(3) サワラ瀬戸内海系群については、関係府県(行政・研究者)による数量管理の導入や自主的管理措置のあり方等についての検討、意見交換、情報共有が必要と考えられることから、さわら検討会議の開催方法(回数、時期)、議事内容等についてどう考えるか、各府県の意見を伺い、検討を進めてまいりたい。

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

(参考1)



新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン*）

新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

*農林水産業・地域の活力創造本部（第28回）「農林水産政策改革の進捗状況」

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

(参考2)

- 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。
 - ①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）
 - ②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種
- 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。
- 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

<漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>
第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（Aグループ、Bグループ、Cグループ）
第2陣：利用可能なデータの比較的に少ないもの（Dグループ、Eグループ）

令和2年度		令和3年度			令和4年度				令和5年度				漁獲量※
改正漁業法施行													（現行TAC魚種） 累計 60.5%
カタクチイワシ	太平洋系群	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						比率（累計） 6.1 (66.6)%
	対馬暖流系群	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						
	瀬戸内海系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
	ブリ				公表	検討部会	SH会合	SH会合					
イワシ	対馬暖流系群	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						3.2 (74.4)%
	太平洋系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合					
マダラ	本州太平洋北部系群	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						2.0 (76.4)%
	本州日本海北部系群	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						
	北海道太平洋						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
	北海道日本海						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
カレイ類	ソウハチ	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						1.8 (78.2)%
	日本海南西部系群	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						
	ムシガレイ	神戸チャート公表	説明会等	公表	検討部会	SH会合	SH会合						
	日本海南西部系群												
	ヤナギムシガレイ				公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	太平洋北部				公表	検討部会	SH会合	SH会合					
	サメガレイ				公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合				
	太平洋北部								SH会合				
	アカガレイ						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
	日本海系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
ホッケ	ソウハチ						公表	検討部会	SH会合	SH会合			1.0 (79.2)%
	北海道北部系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
ムロアジ類	道北系群	公表済			検討部会	SH会合	SH会合						0.9 (80.1)%
	東シナ海						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
サワラ	瀬戸内海系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.7 (80.8)%
	東シナ海系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
イカナゴ	瀬戸内海東部						公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.7 (81.5)%
	瀬戸内海中・西部系群				公表	検討部会	SH会合	SH会合					
マダイ	日本海西部・東シナ海系群				公表	検討部会	SH会合	SH会合					0.7 (82.2)%
	瀬戸内海東部系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
ベニズワイガニ	日本海系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.6 (82.8)%
	瀬戸内海系群				公表	検討部会	SH会合	SH会合					
ヒラメ	太平洋北部系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.3 (83.1)%
	日本海北・中部系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
	日本海西部・東シナ海系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
	トラフグ						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
フグ類	トラフグ						公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.2 (83.3)%
	伊勢・三河湾系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			
キンメダイ	太平洋系群						公表	検討部会	SH会合	SH会合			0.1 (83.4)%
	ニギス				公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合				
日本海系群	ニギス				公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合				0.1 (83.5)%
	日本海系群												

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、
検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。
（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。）

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）